

政策会議付議事案書（平成30年10月9日）

提案課名 財 政 課

報告者名 岩 淵 哲 朗

<p>事案名</p>	<p>平成31年度（2019年度）予算編成方針について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成31年度予算を編成するに当たり、次の3点を内容とした予算編成方針を作成し、全庁的に示し、かつ、徹底することにより、円滑な編成作業を行うものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 2 予算編成に当たっての基本方針 3 予算編成の基本的注意事項 	
<p>経過等</p>	<p>平成30年5月 総合計画の財政推計について関係各課に照会 同年7月 予算編成手法の検討、予算編成方針の作成に着手 同年8月 総合計画の財政推計の取りまとめ、総合計画ローリング 同年9月 予算編成方針の最終調整</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>平成31年度予算編成方針を別添のとおり定めること。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の財政状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政の現状 (2) 平成31年度の財政見通し（一般財源ベース） (3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース） 2 予算編成に当たっての基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点施策の着実な推進と予算の重点配分 「秦野みらいづくり特別枠」の創設^(*) (2) 行財政改革と公共施設再配置の推進 (3) 健全財政の維持 3 予算編成の基本的注意事項 <p>予算要求に当たっては、扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金のほか建設事業費は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とする。</p> <p>業務運営費は、一般財源ベースで対前年度比5%の削減目標を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般的事項 (2) 歳入増収策 (3) 歳出削減策 (4) その他の注意事項 	

(*) 「秦野みらいづくり特別枠」の創設

「持続可能なまちづくり」につながる優先的・重点的施策として、未来へつなぐ重点事業のうち、組織横断的な取組による相乗効果の発揮が前提となる次の2事業に予算を重点配分し、「秦野みらいづくり特別枠」として、予算要求する制度を創設する。

なお、予算要求に当たっては、雇用の創出や定住人口の増加など、将来見込まれる定量的な効果や目標値を設けることとする。

対 象 事 業	
1	小田急4駅周辺のにぎわい創造に向けた取組
2	新東名・246バイパスの最大活用に向けた取組

今後の
取扱い

平成30年10月10日 予算編成事務説明会を開催

同年10月中旬 予算編成方針を公表

同年12月中旬～ 財務部長査定の実施

平成31年 1月中旬～ 市長査定の実施

案
平成31年度
(2019年度)
予算編成方針

平成30年10月 日

秦野市財務部財政課

目 次

1	本市の財政状況	(ページ)
(1)	財政の現状	・・・ 1
(2)	平成31年度の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 1
(3)	総合計画後期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース）	・・・ 4
2	予算編成に当たっての基本方針	
(1)	重要施策の着実な推進と予算の重点配分	・・・ 5
(2)	行財政改革と公共施設再配置の推進	・・・ 5
(3)	健全財政の維持	・・・ 5
3	予算編成の基本的注意事項	
(1)	一般的事項	・・・ 7
(2)	歳入増収策	・・・ 7
(3)	歳出削減策	・・・ 9
(4)	その他の注意事項	・・・ 11

1 本市の財政状況

(1) 財政の現状

平成29年度一般会計決算は、歳入では、景気の緩やかな回復基調を受け、個人市民税において納税義務者の増加、法人市民税において企業業績の改善、固定資産税において新築家屋の増加などを要因として、平成28年度に比べ、市税全体で約1億1千万円の増額となりました。また、財政調整基金を約20億5千万円取り崩したことにより、自主財源全体としては、約6億4千万円の増額となりました。

歳出では、高齢化の急速な進行などに伴い、扶助費が前年度から約6千万円の増額となった一方で、人件費や公債費が減少したため、義務的経費としては、約1億2千万円の減額となりましたが、経常的な支出を伴う物件費と維持補修費が合わせて約2億4千万円増額しており、厳しい財政状況が続いています。

これらの結果、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は96.1%となり、平成28年度からやや改善しましたが、依然として、政策的な経費に必要な財源を安定的に確保することが難しい状況にあります。

財政の豊かさを表す指標の一つである財政力指数（単年度）は、平成29年度で、県内16市中、下から5番目に低い0.901となっており、国からの普通交付税が交付されている状態が平成21年度から継続しています。

人口減少・少子高齢化の下にあっても、行政ニーズは、ますます複雑化・多様化しています。今後も、長期的に安定した行政サービスを提供していくために、普通交付税やその代替財源である臨時財政対策債に頼らざるを得ない本市としては、引き続き、国の動向を注視し、新たな財源確保に努めるとともに、行財政改革を着実に実行していく必要があります。

(2) 平成31年度の財政見通し（一般財源ベース）

ア 歳入

内閣府の月例経済報告（平成30年9月）では、景気の先行きは、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とし、政策の基本的態度として、「好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中

小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現する。」としています。

そこで、平成31年度の財政見通しは、市税全体では、前年度から微増の約227億6千万円を見込んでいますが、個人市民税は、生産年齢人口の減少傾向が続くこと、法人市民税は、税制改正による法人税割税率の引下げの影響を受けること等により、いずれも平成29年度決算額から大きく減収するものと見込んでいます。

また、財政力指数が1.0を下回ることによって交付される普通交付税は、21億6千万円（前年度と同額）を見込み、普通交付税が満額措置されないことによる代替財源としての臨時財政対策債の発行額は、当初推計で見込んでいる18億6千万円（前年度と同額）としています。

財政調整基金は、平成29年度末現在高の約18億1千万円に、30年度は歳計剰余金のうち11億円を積み立てましたが、依然として標準財政規模の10%に満たない状況です。

そのため、財源補填分の基金繰入金を見込まない場合、歳入に占める一般財源は、約315億4千万円（前年度比△1.6%、△約5億1千万円）にとどまる見込みです。

イ 歳出

職員給与費が、退職者数の減少と職員年齢構成の平準化に伴い、前年度に比べ約1億2千万円の減額となるものの、扶助費が医療費、対象者等の増により約1億9千万円の増額を見込んだことから、これらに公債費を加えた義務的経費全体では、約154億4千万円（前年度比+0.4%、+約6千万円）を見込んでいます。

その他、特別会計への繰出金、秦野市伊勢原市環境衛生組合への分担金等が増額することを踏まえて、総合計画後期基本計画に位置付けた建設事業費、前年度と同額の業務運営費を確保しようとする場合、必要な一般財源は約327億1千万円となるとともに、前年度に比べ、約6億6千万円（+2.1%）上回る見込みです。

ウ 財源不足

上記の歳入及び歳出の見通しから、行革プランに掲げた改革項目を確実に実施しても、平成31年度は、約11億7千万円の財源不足が生じる見込みです。

○平成31年度歳入・歳出の見通し（一般財源ベース）

※平成30年10月1日現在

区 分		30年度当初 (A)	31年度見込 (B)	増 減 (B-A)
歳 入	一般財源の額	※320.5億円	315.4億円	△5.1億円
	職員給与費	77.0億円	75.8億円	△1.2億円
歳 出	扶 助 費	44.2億円	46.1億円	+1.9億円
	公 債 費	32.6億円	32.5億円	△0.1億円
	繰 出 金	66.1億円	67.5億円	+1.4億円
	二市組合分担金	10.2億円	10.8億円	+0.6億円
	建設事業費	13.7億円	17.7億円	+4.0億円
	その他	3.8億円	3.8億円	0億円
	業務運営費	72.9億円	左と同額	0億円
計		320.5億円	327.1億円	+6.6億円
歳入－歳出		0億円	△11.7億円	△11.7億円

※ 財政調整基金繰入金 3.6億円を含む。

(3) 総合計画後期基本計画期間の財政見通し（一般財源ベース）

本年8月に実施した財政推計(平成28年度～32年度の時点修正)では、歳出は、当初推計と比べて5年間で約14億5千万円の方修正となりました。

これは、扶助費が医療費や対象者数の増加により約5億2千万円、秦野市伊勢原市環境衛生組合分担金が残留焼却灰の除去や伊勢原工場の延命化により約15億8千万円増額するものの、繰出金が約20億8千万円、人件費が約12億9千万円減額することによるものです。

一方、歳入は、約7億円の上方修正となることから、5年間で歳入・歳出合わせて約7億5千万円の財源超過となりますが、これは、平成29年度において、財源不足に対応するため、当初推計を上回る、財政調整基金の繰入れと臨時財政対策債の借入れを行ったことにより、当初推計と比べて約20億5千万円増額したことによるものであり、実質的には、財源不足が生じています。

平成31年度及び32年度の見通しは、消費税率の引上げ時期が29年4月から31年10月に延期されたことにより、当初推計で見込んでいた地方消費税交付金が減額となっていることなど、いずれも歳入が当初推計を下回り、2か年の収支では約16億4千万円の財源不足を見込んでいます。

このような状況において、山積する課題を解決していくため、歳入においては、未収金対策の強化はもとより、地域経済の活性化や財産の有効活用などによる自主財源の確保に向け最大限努力するとともに、歳出においては、行革プランなどの各種計画を着実に推進しつつ、未来へつなぐ重点事業^(*)の5つの取組の実現に向けて、「選択と集中」を強化し、限りある財源を真に必要な事業に充てる必要があります。

(*)未来へつなぐ重点事業

- 1 地域医療の充実・強化に向けた取組
- 2 中学校給食の完全実施に向けた取組
- 3 教育水準の改善・向上に向けた取組
- 4 小田急4駅周辺のにぎわい創造に向けた取組
- 5 新東名・246バイパスの最大活用に向けた取組

2 予算編成に当たっての基本方針

前述の国の動向や本市の財政状況を踏まえたうえで、次の3点を平成31年度予算の編成に当たっての基本方針とします。

(1) 重要施策の着実な推進と予算の重点配分

総合計画のリーディングプロジェクトに位置付けた4つの施策については、「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現に向け、スピード感を持って着実に実行していくこととします。

特に、未来へつながるまちづくりには、次代を担う若者の力を積極的に取り入れることが欠かせません。また、人口減少の抑制や地域経済の活性化など、現在の厳しい財政環境にあつてこそ、持続可能な財政基盤を確立するために、効果的に事業を展開していく必要があります。

そのため、将来の財政需要も踏まえたうえで、「持続可能なまちづくり」につながる優先的・重点的施策として、未来へつなぐ重点事業のうち、組織横断的な取組による相乗効果の発揮が前提となる次の2事業に予算を重点配分し、「秦野みらいづくり特別枠」として、予算要求する制度を創設します。

○小田急4駅周辺のにぎわい創造に向けた取組

○新東名・246バイパスの最大活用に向けた取組

なお、「秦野みらいづくり特別枠」での予算要求に当たっては、雇用の創出や定住人口の増加など、将来見込まれる定量的な効果や目標値を設けることとします。

(2) 行財政改革と公共施設再配置の推進

これまで、積極的に行財政改革を実施するとともに、公共施設の再配置に関する取組を推進することで、計画的かつ安定的な財政運営に努めてきました。

今後も、持続可能な財政運営を維持し、総合計画に掲げた事業を実施するためには、行革プランや再配置計画に掲げた改革項目を実行し、5年間で約16億5千万円の効果額を生み出す必要があります。

したがって、各部局等においては、行革プラン及び再配置計画に掲げた改革項目を確実に反映した予算要求を行うこととします。

(3) 健全財政の維持

地方の財源不足を補う普通交付税は、本市では、その約半分が臨時財政対策債に振り替えられています。これは、国の制度上の問題ですが、多額

な市債の発行は、財政構造の硬直化を招くため、その計画的な活用に努め、実質収支の確保と財政調整基金の適正な現在高を維持するなど、引き続き、健全財政を維持していくこととします。

特に、今後も増加が予想される社会保障費に加え、新たな行政需要にも的確に対応していくためには、自主財源の確保が不可欠です。未収金の解消や徴収率の向上はもとより、地場産業の支援・育成や企業誘致による雇用創出など、将来を見据えた経済の活性化に向けた対策を強化することとします。

また、公共施設及びイベント時におけるネーミングライツ、クラウドファンディングによるふるさと寄附金の活用などの新たな自主財源の拡大にも引き続き取り組むこととします。

3 予算編成の基本的注意事項

平成31年度予算は、前述の基本方針のもとに編成しますが、各部等においては、全ての事業において、PDCAサイクルによる事業目的・指標の再確認や事業効果の検証を行い、必要な改善（延期、休止、廃止を含む。）を加えたうえで、事業全体の再構築を図り、次に掲げる事項に注意し、適切な予算見積りを行ってください。

(1) 一般的事項

扶助費などの義務的経費や各特別会計への繰出金のほか建設事業費は、原則として、総合計画に係る財政推計値をそれぞれ上限とし、要求すること。

なお、建設事業費は、限られた財源を優先的・重点的な事業に配分するため、必ず事業の優先順位付けを行うこと。

業務運営費は、部等全体の一般財源ベースで、対前年度5%の削減目標を設定します。部等内での事業の廃止、改善等により目標達成を図ってください。

予算要求は、必ず、この範囲内で行うこととし、単に事業ごとの一律削減を行うのではなく、「必要性」「有効性」「効率性」「類似性」等の視点から、全ての事務・事業を再点検し、緊急度や優先度に基づくメリハリのあたる要求を行うこと。なお、再点検に当たっては、期限を定めるほか、目標値・指標等を設定し、効果の検証と改善が客観的に行えるようにすること。

新規事業を要求する場合は、必要性を厳しく見極め、財源確保策を示すとともに、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の廃止・再構築を前提とし、後年度に生じる負担への対応も明らかにした上で必要な経費を見積もること。

また、前例にとらわれない新たな発想、工夫を加え、庁内にとどまらず、幅広く連動したプロモーションを展開するなど、企業等からの寄附金や協賛金、広告収入など、目的別基金の活用を含めて積極的な財源確保に取り組むこと。

(2) 歳入増収策

ア 市税

総合計画や行革プランに定めた徴収率の目標達成に向けて、最善の努力を払うことを前提に、課税客体の完全な捕捉と課税の適正化に努めながら、積極的かつ的確な収入見込額を見積もること。特に、滞納に対しては、現

年課税分への早期対応、滞納繰越分は、厳正な滞納整理手法による徴収努力を尽くした見積額とすること。

イ 使用料及び手数料

使用料や手数料の金額は、利用者の問題だけではなく、非利用者の税負担との問題でもあります。行政サービスのコスト等を正確に把握するとともに、負担の公平性確保や受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準に改定すること。

また、施設利用率の向上、収納率の改善など、目標額を定めた上で、積極的かつ具体的な増収策を検討すること。

なお、減免制度が正しく運用されているか、その基準が適正であるか、改めて検討すること。

ウ 国・県支出金

国や県の予算編成や補助制度の動向について、積極的に情報を収集し、柔軟かつ的確に予算編成に反映すること。また、複数の課で活用が見込まれる補助金等については、関係課及び財政課への情報提供を行うこと。

なお、国・県の補助事業を要求するに当たっては、主体的に選択をした上で活用を図ることとし、補助事業であることを理由に安易に予算化を行い、結果として多額の一般財源負担を招かぬように留意すること。

また、国・県支出金等が廃止又は縮減された場合、見直しの機会と捉え、市費での肩代わりは行わないこと。

エ 財産収入

本市が所有する財産や権利などの現況を的確に把握し、効率的に活用するとともに、財産貸付料の適正化を図ること。特に、遊休地などの未利用財産のうち、事業化が見込めない土地は、積極的に処分し、あるいは貸し付けるなど、必ず何らかの収入確保に努めること。

オ 貸付金元金収入

負担の公平性を確保する観点から、貸付金は、返納率の向上に向けて積極的に取り組むこと。

カ ゼロ市債の活用

工事の端境期となる4・5月の事業量を確保することにより、年度前半の経済対策として効果を発揮するよう、市単独工事費等（通例的な維持補修工事費、せん定、測量などの委託料等）には、ゼロ市債を積極的に活用すること。

キ その他の歳入

各部等が創意工夫を図るとともに、他団体や民間等が実施している歳入確保策を参考とするなど、積極的な財源確保を図ること。

また、歳入全般をきめ細かく洗い直すことにより、既成概念を払拭し、可能な限りの財源を確保すること。

(3) 歳出削減策

ア 人件費

今後、市民に新たな負担を求めていく場合の前提には、市民の理解と信頼を得るための努力が欠かせないことから、引き続き、給与制度及び組織の見直しや人員の適正化が必要であるとの認識に立って、人件費の削減を行うよう取り組むこと。

また、再任用職員の採用は、関係部署と業務量や勤務形態等についての調整を図り、その必要性を十分に精査すること。

イ 特定職員・臨時職員の任用

平成32年度からの会計年度任用職員制度の導入を視野に入れ、必要最小限の人員及び期間とし、新たな任用は見合わせること。

また、社会保険料、雇用保険、健康診断委託料等の計上について、適切に対処すること。

ウ 物件費

節減合理化を継続し、前年度の実績などによる安易な計上は厳に慎み、徹底した見直しを行うこと。

(ア) 需用費

事務使用物品などの購入は極力見合わせることにし、購入する場合には、補助事業を最大限に活用すること。

また、P P Sの導入や省エネ機器への変換により、光熱水費の積極的な削減に取り組むこと。

(イ) 委託料

単価の据置き、減額や数量の見直しなどにより、徹底した節減合理化を図ること。

また、指定管理者制度やN P O等の活用にあたっては、導入後の効果やトータルコスト等を十分に検証し、より適正なものとなるよう精査すること。

エ 扶助費

各種の市単制度は、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性などに照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、本市財政の現状と将来の見通しを踏まえた十分な検討及び見直しを行うこと。

特に、新規事業を要求する場合は、既存事業の廃止・再構築を行うこと。

オ 施設の維持管理費

公共施設の改修や修繕は、利用者の安全確保の観点から優先順位を付けて、中長期的な計画を立てたうえで実施すること。

また、維持管理費を計上する場合であっても、その費用対効果を客観的に比較・検証したうえで、必要最小限の経費とすること。

カ 補助金・交付金

(ア) 終期又は見直し期限を設定しておくこと。

終期又は見直し期限が到来した補助金・交付金は、所期の目的やこれまでの効果を検証したうえで、一定の役割を終えたものは廃止すること。

(イ) 団体補助は、市補助金の充当事業や団体の財務状況の調査・検証を行うとともに、団体の自主・自立を促進するためのプログラムを作成すること。

なお、団体の決算において繰越金（剰余金）が生じているにもかかわらず、適正な補助単価等への見直しが図られていない場合には、原則として要求を認めない。

(ウ) 負担の公平性確保の観点から、市税などを滞納している対象者には、交付を制限すること。

キ 貸付金

必要性、貸付効果などを十分に検証し、必要最低限の金額とするとともに、必要に応じ適正な利子を設定すること。

ク 各種協議会負担金

加入の必要性を十分に検討し、メリットが説明できないものは脱会するなど、整理合理化を図ること。

ケ 環境への配慮

気候変動等の環境対策の一環として、グリーン購入や新エネルギー・省エネルギー機器への更新など、より環境に配慮した見積りに努めること。

コ 特別会計・企業会計

独立採算が前提であることを踏まえ、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう、事業運営方法などを抜本的に見直すこと。

また、公平性の観点から、収入に応じた負担を適正に求めるなど、自己財源を積極的に確保するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化により、一般会計からの繰出金を削減すること。

サ その他の歳出

前年度予算計上額以下に抑えることを基本とし、増額又は新たに計上する場合は、特定財源の確保又はそれに見合った一般財源ベースの事業費を減額し、必要な財源を確保すること。

(4) その他の注意事項

ア 市民及び議会からの指摘事項

市民及び議会からの指摘事項は、部内及び関係部課と十分協議、調整すること。特に、決算審議における指摘事項については、早急に検討すること。

イ 監査委員からの意見、要望

決算審査意見書に記載された監査委員からの意見、要望に該当する事項について、再確認すること。

ウ 市民生活における影響への配慮

市民生活に与える影響に特に配慮が必要な事業は、たとえ少額なものであっても、きめ細かな配慮を行うこと。

エ 複数部門で調整を要する事業

横断的に連携し、予算執行段階で支障を来さないよう、各部等の連携により必要な経費を漏れなく見積もること。

オ 設計額等の積算

設計額等の積算に当たっては、検算を厳格に行うとともに、業者見積りを参考とする場合は、必ず2者以上から参考見積りを徴取して、最低額を見積額に反映させること。

市内業者により履行可能な業務は、市内業者から見積りを徴取すること。

また、設計等で使用する単価は、業務内容に照らし、適正な単価を設定すること。

カ 条例、規則及び要綱の制定等

制度、施策及び補助金の見直しに係る条例、規則及び要綱は、法令及び予算との整合を図る必要があることから、制定及び改廃に当たっては、予算見積もりに合わせて関係部課等と十分協議のうえ、早期に立案すること。

キ 精度の高い事業計画の作成

事業計画の作成に当たっては、実施年度における変動要素を減らすため、関係機関との事前調整、事業の規模・内容の検討を十分に行うこと。正確な資料、情報等に基づく精度の高い事業計画を作成し、積算外執行や未執行を生じさせないようにすること。

ク 予算要求額の公表

透明性の確保と説明責任を果たす観点から、引き続き、予算要求額の公表を実施する。公表内容は前年度と同様、全ての事業を公表対象とするので、十分に精査すること。

ケ 消費税率引上げへの対応

消費税率は、上半期に執行するものは8%、下半期に執行するものは10%で要求を行うこと（軽減税率の対象品目を除く。）。経費を削減するため、物品の購入や維持補修費等は、事業を前倒しし、上半期での執行を基本とすること。

なお、消費税率の引上げが行われないこととなった場合、直ちに予算要求額を減額すること。

政策会議付議事案書 (平成30年10月9日)

提案課名 市民税課、資産税課

報告者名 加藤 正芳、大津 真知子

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>平成28年度税制改正及び平成30年度税制改正により地方税法が改正され、これに伴い、市税条例に次のとおり改正の必要が生じたものです。</p> <p>【平成28年度税制改正に伴うもの】</p> <p>(1) 地方法人課税（法人事業税及び法人市民税）の偏在是正を目的に、消費税率10パーセントへの引上げに合わせて、地方税法に定める法人市民税法人税割の標準税率が引き下げられることから、条例で定める法人税率を引き下げるもの</p> <p>(2) 消費税率10パーセントへの引上げに合わせて、自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されることから、軽自動車税に係る軽減税率について条例に規定するもの</p> <p>※上記2点に係る法律改正については、消費税率引上げ時期の見直しに伴い、平成31年10月1日に施行されるもの</p> <p>【平成30年度税制改正に伴うもの】</p> <p>固定資産税に係る地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）について見直しが行われ、本市で導入するものうち次の3項目について条例上必要な改正を行うもの</p> <p>ア 汚水又は廃液処理施設（特例率の見直し及び取得期間の延長）</p> <p>イ 特定有害物質の排出等抑制施設（特例措置の廃止）</p> <p>ウ 再生可能エネルギー発電設備（対象施設等の細分化及び適用期限の延長）</p>	
経過・検討結果	<p>【法律の公布等の経過】</p> <p>1 平成28年 3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p> <p>2 同年11月28日 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」公布（消費税率引上げ時期の変更に伴い、改正法施行時期延期）</p> <p>3 平成30年 3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>次に掲げる事項を定めるため、秦野市市税条例の一部を改正すること。（詳細は、資料のとおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人市民税法人税割の税率を標準税率と同率に引き下げること。 2 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境性能割に係る減免等及び過料について規定すること。 (2) 従来の軽自動車税の名称を種別割に改めること。 3 本市で導入する固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）のうち、次の3項目について改正すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 汚水又は廃液処理施設 特例率を現行の3分の1から2分の1（参酌基準どおり）に見直すこと。 (2) 特定有害物質の排出等抑制施設に係る特例措置を廃止すること。 (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例率を参酌基準どおりに見直し又は定めること（資料のとおり）。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>平成30年11月 条例改正について議案提出</p> <p>12月 改正条例の公布（法人市民税及び軽自動車税については平成31年10月1日、その他は公布の日から施行）</p> <p>税制度改正周知(広報紙、ホームページ等)</p>

地方税法の改正に伴う市税条例の改正概要

平成30年10月9日

市民税課、資産税課

1 地方法人課税の偏在是正による法人市民税の税率の引下げ

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせ、地方税法に定める法人市民税法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分は、地方自治体間の税収の偏在を是正するため、地方法人税として国税化されます。

これに伴い、条例で定める本市の法人税割の税率を課税標準と同率に改正するものです。(施行日は、平成31年10月1日)

(2) 税率

法人の区分 (資本金等の額)	法人税割		差
	現 行	改正後	
1 億 円 未 満	9.7%	6.0%	△3.7%
1億円以上5億円未満	10.9%	7.2%	
5 億 円 以 上	12.1%	8.4%	

(3) 適用日

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

2 車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入

(1) 改正の概要

平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げに合わせ、県税である自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する「環境性能割」が導入されます。環境性能割は、環境性能に応じた税率区分を適用し、軽自動車の取得価格を課税標準額として登録時に取得者に課税されるものです。

これに伴い、条例における軽自動車税に係る規定を改正するものです。

なお、当分の間、自動車税環境性能割(県税)と合わせて、県が賦課徴収等の事務を行うため、課税免除等の規定を県内統一の規定とします。

また、毎年納税する従来 of 軽自動車税は、「種別割」に名称変更します。

(施行日は、平成31年10月1日)

(2) 適用条件及び税率

車種区分		環境性能割の税率	
		自家用	営業用
①	電気自動車、天然ガス自動車	非課税	非課税
②	乗用車 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成車		
③	貨物車 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成車		
④	乗用車 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 かつ平成 32 年度燃費基準達成車 (又は平成 22 年度燃費基準+50%達成車)	1 %	0.5 %
⑤	貨物車 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車 (又は平成 22 年度燃費基準+44%達成車)		
⑥	乗用車 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成車	2 %	1 %
⑦	貨物車 (又は平成 22 年度燃費基準+38%達成車)		
⑧	上記以外の車		2 %

※1 貨物車は、車両総重量 2.5 トン以下のトラック

※2 自家用の⑧及び営業用の④～⑧は、当分の間の税率

(3) 適用日

平成 31 年 10 月 1 日以降に取得された 3 輪以上の軽自動車から適用します。

(4) 軽自動車税の課税免除等を県内統一の取扱いとするための改正

ア 環境性能割

賦課徴収等の事務を県が行うことに伴い、円滑な事務執行のため、環境性能割に係る課税免除（非課税）及び減免を県内統一の取扱いとすることが不可欠なことから、県が賦課徴収等の事務を行う間は、県の規定に合わせる旨を条例附則において規定するものです（施行日は、平成 31 年 10 月 1 日）。

イ 種別割

環境性能割の創設を機に、市税条例施行規則に定める軽自動車税の種別割に係る減免の取扱いを県の取扱いと合わせることにします。これに伴い、個人については、障害者手帳の交付を受けていれば減免対象とし

ていたものを、障害の級数及び程度等の区分により減免対象とすることとし、法人については、一部対象を拡充するものです（施行日は、平成32年4月1日）。

(5) 過料の設定

環境性能割に係る不申告等に関し、10万円以下の過料を科するものです。

3 固定資産税の地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正

国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方自治体の条例で決定できるようにするという趣旨から導入された、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）を改正するものです（施行日は、いずれも公布の日）。

(1) 汚水又は廃液処理施設

ア 改正の概要

水質汚濁防止法に規定する、特定施設等を設置する工場又は事業場の汚水・廃液を処理するための施設に係る特例率を引き上げ、その取得期間を2年延長するものです。

現 行		改正後	
特例率	参酌基準	特例率	参酌基準
3分の1	3分の1を参酌し 6分の1から2分の1の範囲内	2分の1	2分の1を参酌し 3分の1から3分の2の範囲内

イ 取得期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

ウ 適用期限

なし

(2) 特定有害物質の排出等抑制施設

土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る特例措置を廃止するものです。

特例率	参酌基準	取得期間
2分の1	2分の1を参酌し3分の2から3分の1の範囲内	平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した設備

(3) 再生可能エネルギー発電設備

ア 改正の概要

既存の対象施設等の区分を見直し、その適用期限を2年延長するとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備及び附属設備を追加するものです。

イ 対象設備及び特例率

対象設備		現 行			改正後			市税 条例
		区分	特例率	参酌基準	区分	特例率	参酌基準	
① ②	太陽光 発電設備	10KW 以上 自家消費型	2 / 3	2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内	1,000KW 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 25 項
					1,000KW 以上	3 / 4	3/4 を参酌 し 7/12 から 11/12 の範囲内	附則 第 30 項
③ ④	風力 発電設備	1 万 KW 以上	2 / 3	2/3 を参酌し 1/2 から 5/6 の範囲内	20KW 未満	3 / 4	3/4 を参酌 し 7/12 から 11/12 の範囲内	附則 第 31 項
					20KW 以上	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 26 項
⑤ ⑥	水力 発電設備	3 万 KW 以上	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	5,000KW 未満	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の範囲内	附則 第 32 項
					5,000KW 以上	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 27 項
⑦ ⑧	地熱 発電設備	1,000KW 以上	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	1,000KW 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 28 項
					1,000KW 以上	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の範囲内	附則 第 33 項
⑨ ⑩	バイオマス 発電設備	2 万 KW 以上	1 / 2	1/2 を参酌し 1/3 から 2/3 の範囲内	1 万 KW 未満	1 / 2	1/2 を参酌 し 1/3 から 2/3 の範囲内	附則 第 34 項
					1 万 KW 以上 2 万 kW 未満	2 / 3	2/3 を参酌 し 1/2 から 5/6 の範囲内	附則 第 29 項

※ 特例率とは、固定資産税の課税標準額を減額するための優遇措置で、評価額に特例率を乗じて得た金額が課税標準額となる。

ウ 取得期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

エ 適用期限

平成31年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

4 その他所要の改正

地方税法の改正などに伴う条文の整理を行うものです。

- (1) 附則第16項の改正
- (2) 附則第24項の削除
- (3) (2) による項ずれ後の附則第24項及び第39項の改正

政策会議付議事案書 (平成30年10月9日)

提案課名 経営総務課

報告者名 草山 一郎

事案名	秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	本市は、水道法に基づき、条例に水道事業の水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件等を定めていますが、学校教育法の一部改正による水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件を改めるため、改正するものです。	
経過・検討結果	1 学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が公布（平成29年5月31日）され、大学制度の中に専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」が創設されました。 2 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年9月1日政令第232号）及び学校教育法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年2月26日厚生労働省令第15号）により、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件について、専門職大学に関係する要件が追加されました。 ※いずれも、施行日は平成31年4月1日 3 水道事業者としては、人事異動がある中で、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格を有する職員の確保・育成が継続的に求められており、この専門職大学の創設による資格要件の拡大により、今後の人材確保が期待されます。 【平成30年度上下水道局の状況】 ・水道技術管理者：水道施設課長 ・布設工事監督者の有資格者：水道施設課に5名	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>条例で定める水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件に、「学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者」を加えること。</p> <p>※ 水道法において、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件については、水道法施行令及び水道法施行規則で定める資格を参酌し、市条例で定めることとされており、本市は同施行令及び同施行規則と同じ資格要件を市条例で定めています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>平成30年11月 市議会第4回定例会に議案提出</p> <p>平成31年4月1日 改正条例の施行予定</p>

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例 の一部を改正することについて（補足資料）

平成30年10月9日

上下水道局経営総務課

1 学校教育法の一部改正の概要

(1) 趣旨・背景

国は、「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務であるとしています。

このため、大学制度の新たな枠組みにより、高度な実践力と豊かな想像力を有する人材養成の強化を図ることとしています。

(2) 制度の概要

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられ、大学制度の中にこれらが位置付けられました。

ア 課程区分

専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分されます。

イ 学位の授与

課程修了者には、文部科学大臣が定める学位（「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」）が授与されます。

(3) 平成31年度開設予定

ア 専門職大学 13校

※医療・福祉・看護、ファッション、情報工学

イ 専門職短期大学 3校

※動物看護、歯科衛生、食育

2 水道技術管理者について

(1) 設置根拠

水道法（以下「法」という。）第19条第1項

「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。」

(2) 従事内容

- ア 水道施設の施設基準の適合検査、水道施設の新設等に係る水質検査及び施設検査など（法第19条第2項）
- イ 水質汚染時における取水、配水の停止及び制限その他の水道技術上の重要な事項に関する事務（条例第4条）

(3) 主な資格要件

- ア 布設工事監督者の資格要件を有する者
- イ 学歴・修了学科目・水道の技術上実務経験年数別の資格要件

区分	修了学科目別の水道の技術上実務経験年数	
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学	左記の学科目以外（土木工学は除く）
大学卒	4年以上	5年以上
短大卒	6年以上	7年以上
高校卒	8年以上	9年以上

3 布設工事監督者について

(1) 設置根拠

水道法第12条第1項

「水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。」

(2) 監督業務の対象となる布設工事

- ア 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の新設（法第3条第8項）
- イ 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事（条例第2条第1号）
- ウ 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事（条例第2条第2号）

(3) 主な資格要件

区分	修了学科目等	水道の技術上 実務経験年数
大学卒	土木工学科等で、衛生工学・水道工学を修了	2年以上
	土木工学科等で、衛生工学・水道工学以外の学科目を修了	3年以上
短大卒	土木科等	5年以上
高校卒	土木科等	7年以上
その他	—	10年以上

4 参考：民間事業者を対象とする資格制度

指定給水装置工事事業者制度は、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を、法第16条の2第1項の規定に基づき指定する制度です。

この制度は、平成8年6月に法制化され、平成10年4月1日に施行されたものであり、全国一律の指定要件のもとで給水装置工事事業者を指定するとともに、給水装置工事主任技術者の国家資格を創設し、全国統一的な技術水準の確保を図ることとしたものです。

指定給水装置工事事業者は、法第25条の3の規定により、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かなければならないとされています。

なお、本市の指定給水装置工事事業者は、平成29年度末で409者を登録しています。

議案第 号 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (案)

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者に</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)～(6) (略)

(3) (略)

(4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)～(6) (略)

政策会議付議事案書 (平成30年10月9日)

提案課名 選挙管理委員会事務局

報告者名 香坂 修

<p>事案名</p>	<p>秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>公職における候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、これまで国会議員や長の選挙に限り、頒布が認められていた選挙運動用ビラについて、都道府県及び市の議会の議員の選挙においても頒布できるよう、公職選挙法が改正されました。また、条例に定めることにより、ビラの作成について、無料とすることができるとされています。この法改正に合わせて、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」を一部改正し、従来からの長の選挙に加え、議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用についても、公費負担の対象とするものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>1 公職選挙法の改正 (1) 平成29年6月21日 公布 (2) 平成31年3月 1日 施行 2 条例改正の概要等・・・資料1のとおり 3 県内16市の状況・・・資料2のとおり 県内16市の対応状況については、既に9市が公費負担とするよう条例改正済みであり、本市を除く残り6市についても、本年第4回定例会において条例改正を予定しています。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用について、候補者1人につき、4,000枚を上限に、1枚当たり7,51円の公費負担ができるよう条例改正すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 提案議会 平成30年第4回定例会 2 施行日 平成31年3月1日 3 適用選挙 施行日以後に告示される秦野市議会議員選挙から適用</p>	

平成30年10月9日
選挙管理委員会事務局作成

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

1 選挙運動用ビラに係る公職選挙法改正の概要（法第142条）

(1) 頒布可能な選挙の種類拡大

国会議員、都道府県知事、市町村長の選挙に加え、都道府県及び市の議会の議員の選挙においても選挙運動用ビラを頒布できるとされました。また、条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることができるとされています。

(2) 頒布可能枚数の上限の設定

指定都市以外の市の議会の議員の選挙の場合、候補者1人につき、2種類以内、4,000枚が上限とされました。

2 条例改正の概要

(1) 条例への規定事項

ア 公費負担の対象の拡大（条例第1条）

長の選挙に限定していた、選挙運動用ビラの作成費用の公費負担について、議会の議員の選挙も対象とします。

イ 公費負担単価の設定（条例第6条第1項）

長の選挙と同額とし、ビラ1枚当たり7,51円とします。

ウ 公費負担の上限枚数の設定（条例第6条第2項）

選挙運動用ビラの作成枚数について、候補者1人につき、4,000枚を上限とします。

(2) 一部改正条例の施行日

改正法の施行日に合わせ、平成31年3月1日とします。

3 選挙運動用ビラの概要

(1) 種類及び枚数の制限

ア 種類 2種類以内

イ 枚数 4,000枚以内（長の選挙の場合 16,000枚以内）

(2) 規格等の制限

ア 大きさ A4版以内

イ 両面印刷 可

ウ カラー印刷 可

エ 紙質 制限なし

(3) 頒布方法の制限

頒布するビラには、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければならず、頒布方法は下記に限られます。

ア 新聞折込

イ 選挙事務所内

ウ 個人演説会の会場内

エ 街頭演説の場所

(4) 条例改正に伴う公費負担額

ア 候補者1人当たり 35,980円

イ 内訳

(ア) ビラの作成費用

30,040円（4,000枚×7.51円）

(イ) ビラに貼る証紙代

5,940円

県内16市における公費負担条例改正状況調べ

平成30年10月
選挙管理委員会事務局作成

1 改正済（9市）

No.	市	改正時期	公費負担 上限枚数	公費負担単価 (1枚当たり)	市議の任期満了日
(1)	横須賀市	平成29年 9月	4,000枚	7.51円	平成31年 5月 1日
(2)	平塚市	平成30年 3月	4,000枚	7.51円	平成31年 4月30日
(3)	南足柄市	平成30年 6月	4,000枚	7.51円	平成31年 4月29日
(4)	綾瀬市		4,000枚	7.51円	平成31年 4月29日
(5)	藤沢市	平成30年 9月	4,000枚	7.51円	平成31年 4月30日
(6)	逗子市		4,000枚	7.51円	平成34年 4月 5日
(7)	三浦市		4,000枚	7.51円	平成31年 4月30日
(8)	大和市		4,000枚	7.51円	平成31年 5月 3日
(9)	海老名市		4,000枚	7.51円	平成31年11月14日

2 今後改正予定（7市）

No.	市	改正予定時期	公費負担 上限枚数	公費負担単価 (1枚当たり)	市議の任期満了日
(1)	鎌倉市	平成30年12月	4,000枚	7.51円	平成33年 5月14日
(2)	小田原市		4,000枚	7.51円	平成31年 4月30日
(3)	茅ヶ崎市		4,000枚	7.51円	平成31年 4月30日
(4)	厚木市		4,000枚	7.51円	平成31年 7月31日
(5)	伊勢原市		4,000枚	7.51円	平成31年 4月29日
(6)	座間市		4,000枚	7.51円	平成32年 9月30日
(7)	秦野市		4,000枚	7.51円	平成31年 9月10日